

## 第2回笠松町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月2日(金) 午前9時00分から午前9時40分

2. 開催場所 笠松町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員(14人)

議長	10番	近藤	秀隆
議席	1番	奥村	彰朗
議席	2番	森	とみ子
議席	3番	伊藤	暁
議席	4番	足立	幸隆
議席	5番	棚橋	久美子
議席	6番	棚橋	武
議席	7番	柴田	敏夫
議席	8番	渡邊	義一
議席	9番	岩村	好廣
議席	11番	松原	克雄
議席	12番	加藤	孔仁
議席	13番	松原	秀昭
議席	15番	小野木	武光

4. 欠席委員(1人)

議席	14番	松原	孝治
----	-----	----	----

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	西川	雪秀
書記	田中	裕介
書記	亀井	昭宏

6. 議事日程

日程第1	議事録署名者の指名について
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第4	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第5	報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
日程第6	報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
日程第7	報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 会議の概要

議 長	<p>令和6年第2回笠松町農業委員会を開催する旨を述べ、はじめに、14番松原委員から欠席の連絡を受けていることを報告した。</p> <p>挨拶を述べた。</p> <p>議事に移る旨を述べ、日程第1号「議事録署名委員の指名について」、会議規則第8条の規定により議事録署名委員を1番奥村委員 15番小野木委員を指名してよいか諮ったところ異議がなかった。</p> <p>次に、日程第2号議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第1号 朗読】</p> <p>申請者の保有する農地、農機具、農業従事者の情報等について説明した。</p>
議 長	<p>事務局からの説明を受け、質疑・意見を諮った。</p> <p>(意見等なし)</p>
議 長	<p>議案第1号について、原案のとおり許可することに異議がないか諮った。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>議案第1号については、許可するものとして、続いて議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を事務局へ説明を求めた。</p>
事務局	<p>【議案第2号 番号1～4 朗読】</p> <p>番号1は建築業資材置場、番号2は一般貨物自動車運送業等で使用する車両置場、番号3と4は一体利用で建設業資材置場への転用申請であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び雨水排水計画について説明した。</p>
議 長	<p>担当地区委員からの発言を求めた。</p>
9番委員	<p>番号1については、北側に畑があるが、畑と申請地は高低差があるので土砂の流出の恐れはないので、計画どおり施工して頂ければ問題ない旨述べた。</p>

8番委員	番号2については、一部分ですが、現在も作物が作付けされている状態ですが、収穫後に工事をすすめるので問題はありません。また、申請地の周囲には農地がないので、計画どおり施工して頂ければ問題ない旨述べた。
10番委員	番号3、4については、申請地は休耕地のため、草等の管理に困っていたので転用行為については問題ありません。また、一体利用することで面積は大きくなりますが、回りに農地がなくなるので、土砂等の流出の問題もなく、計画どおり施工して頂ければ問題ない旨述べた。
議長	事務局及び担当地区委員からの説明等を受け、質疑・意見を諮った。  (意見等なし)
議長	議案第2号について、原案のとおり許可相当と判断し、県へ進達することに異議がないか諮った。  (異議なし)
議長	続いて、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第1号 1～4 朗読】 相続によって農地を取得したため、農業委員会に届出されたものであり、番号1から4の相続に対しては、行政書士等を通じて引き続き適正に管理するよう依頼した旨説明した
議長	事務局からの説明を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)
議長	続いて報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第2号 1～2 朗読】 番号1は共同住宅1棟新築とその駐車場、番号2は集合住宅1棟8戸への転用の届出であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。

議 長	担当地区委員からの発言を求めた。
2 番委員	番号 1 については、西側に農地があるが、農地の所有は申請人であるため、計画どおり施工していただければ問題ない旨述べた。
事務局	番号 2 については、一部転用で西側に田が残りますが、その田については今後も申請人が使用するため、計画どおり施工していただければ問題ない旨述べた。
議 長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)
議 長	続いて、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第 3 号 1～5 朗読】 番号 1 は建売住宅、番号 2 は戸建賃貸住宅、番号 3 は自己用駐車場。番号 4 は自己用住宅、番号 5 は自己用駐車場への転用の届出であり、申請地の周囲の状況、土砂流出防止等の施工計画及び排水計画について説明した。
議 長	担当地区委員からの発言を求めた。
1 1 番委員	番号 1 については、南側にある建物の一部が申請地の一部に重なっていたため、始末書と一緒に提出されておりますが、周りに農地がないため、計画どおり施工していただければ問題ない旨述べた
1 2 番委員	番号 2 については、前回提出された届出と譲受人が変更されましたが、雨水処理等に変更がないので計画どおり施工していただければ問題ない旨述べた。
3 番委員	番号 3 については、周辺に農地もなく、雨水処理もしっかりしているため、計画どおり施工していただければ問題ない旨述べた。
1 5 番委員	番号 4 については、両サイドに農地があるが、境界部分にブロックを設けるなど、農地に影響がでないように心がけているため、計画どおり施工していただければ問題ない旨述べた。

2番委員	番号5については、西側に田があるのでそこに土砂が流れないように注意するよう伝えて、承諾をいただいておりますので、計画どおり施工していただければ問題ない旨述べた。
議長	事務局、担当地区委員からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)
議長	続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局へ説明を求めた。
事務局	【報告第4号 朗読】 1筆の合意解約があった旨の通知があったことを説明した。
議長	事務局からの説明等を受けて、質疑・意見があるか確認した。  (意見等なし)
議長	以上をもって本日の議案の審議ならびに報告事項を全て終了し、令和6年第2回笠松町農業委員会を閉会する旨述べた。

以上は、会議の概要を記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和6年 3月 2日

議長 近 藤 秀 隆

委員 栗 村 彰 朗

委員 小 野 亦 武 光